

笠間市告示第96号

平成29年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月21日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成29年2月28日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

平成29年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月28日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 補正予算質疑・委員会付託 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
3月1日	水	休 会	議案調査
3月2日	木	本会議	常任委員会（補正予算審査） 会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔議会運営委員会開催〕
3月3日	金	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
3月4日	土	休 会	
3月5日	日	休 会	
3月6日	月	休 会	常任委員会（建設土木）
3月7日	火	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月8日	水	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月9日	木	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月10日	金	休 会	議事整理
3月11日	土	休 会	
3月12日	日	休 会	
3月13日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月15日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月16日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

平成29年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成29年2月28日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	久須美忍	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	藤 枝 泰 文 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 渕 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	飛 田 信 一
議 会 事 務 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 1 号

平成29年2月28日（火曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 請願陳情について
- 日程第4 施政方針について
- 日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第6 議案第2号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

- 議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第7号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 笠間市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 笠間市病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について
- 日程第20 議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）
- 日程第21 議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について
- 日程第22 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第23 議案第23号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第24号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第29号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第24 議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算
議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算
議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算
議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 請願陳情について
日程第4 施政方針について
日程第5 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第6 議案第2号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて
日程第7 議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
議案第7号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて
日程第8 議案第8号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
日程第9 議案第9号 笠間市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第10号 笠間市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

- 日程第14 議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 笠間市病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について
- 日程第20 議案第20号 工事請負契約の締結について(旧井筒屋本館耐震補強改修工事)
- 日程第21 議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン(基本構想)について
- 日程第22 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第23 議案第23号 平成28年度笠間市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第24号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第25号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第26号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第28号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第29号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第30号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第31号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第32号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算
- 議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきまして、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番石井 栄君、4番小松崎 均君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月21日議会運営委員会を開催しご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告願います。

委員長飯田正憲君。

〔議会運営委員長 飯田正憲君登壇〕

○議会運営委員長（飯田正憲君） 議会運営委員会から会期の報告をいたします。

当委員会は、2月21日に、平成29年第1回笠間市議会定例会の会期日程などについて協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおりでございます。2月28日から3月16日までの17日間といたします。

初日の2月28日は、会期の決定、請願・陳情の付託に議案の説明を受けた後、議案の一

部につきまして、質疑、討論、採決をいたします。

また、平成28年度の補正予算につきましては、質疑を受けた後、各常任委員会に付託となります。

なお、一般質問通告の締め切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告の締め切りは本日の午後5時までとさせていただきます。

3月1日は、議案調査のため休会といたします。

2日は、午前10時から各常任委員会を開催し、付託された補正予算の審査を行い、午後2時から本会議を開催し、各常任委員会から審査の経過と結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。

また、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託した後、平成29年度当初予算の審査のため、予算特別委員会を設置しまして予算特別委員会に付託いたします。

3日、6日は、付託された議案の審査のため常任委員会を開催いたします。

7日、8日、9日の3日間で、予算特別委員会を開催いたします。

10日は、休会といたします。

一般質問は、13、14、15日の3日間でを行います。

なお、討論通告の締め切りは、15日の午前中とさせていただきます。

最終日の16日は、各常任委員会及び予算特別委員会に付託された議案などの審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了といたします。

以上で、報告いたします。

○議長（海老澤 勝君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月16日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月16日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますのでご了承願います。

請願陳情について

○議長（海老澤 勝君） 日程第3、請願陳情について議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

施政方針について

○議長（海老澤 勝君） 日程第4、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成29年度の一般会計を初め、各特別会計・企業会計予算及び関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営についての基本的な考え方と主要施策などについて所信を述べさせていただきます。

我が国の人口は2008年をピークに減少局面に入っており、2015年の国勢調査によると総人口は前回2010年の調査と比べ96万3千人減少し、調査開始後初めての人口減少による推移となっております。また、年齢別人口を見ると15歳未満の人口割合は12.6%と世界最低水準まで低下しており、一方で65歳以上の人口割合は26.6%であるという、人口減少・少子高齢化という社会構造になっています。

特に地方における人口減少・少子高齢化の進展は深刻な状況にあり、消費の減少や労働力不足による地域経済の縮小、社会保障費の増大、さらには地域の担い手の減少など、様々な影響を地域社会に与えています。

笠間市においても、合併時に81,256人であった人口は、本年1月1日現在では76,041人となっており5,200人ほど減少している状況にあります。人口の動態ですが、合併後に生れた子どもの数約6,300人に対し、亡くなられた方の数が約9,400人と上回っている自然減の状態であり、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態でもあります。しかしながら、ピーク時には350人程度であった転出入の差については、この3年間の平均では150人程度と縮小傾向にあります。また、年齢別人口を見ると15歳未満の人口割合は12.1%、65歳以上の人口割合は28.4%と、当市においても人口減少・少子高齢化の進展は深刻な状況にあります。

このことから、平成27年10月に「笠間市創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制と自律的な都市の確立に向けた取組を進めてまいりました。

人口減少時代であっても、知恵を出し、笠間の資源を生かし、あらゆる課題に果敢に挑戦し、活力ある笠間市づくりを目指して市政運営にまい進してまいります。

次に、施政方針の考え方について述べさせていただきます。

この4月から人口減少時代への「新たな挑戦」として、本市の目指す将来像を「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」と定めた「笠間市第2次総合計画」による新たなまちづくりのための取組をスタートさせます。

第2次総合計画においては「安全・安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり」、「多様な産業が育ち、成長する活力あるまちづくり」、「人が集い、賑わう、多様な魅力あるまちづくり」の3つを新たなまちづくりの基本方針として掲げており、この基本方針

に基づく中長期的視野を持った行政運営が必要であります。

そこで平成29年度は「笠間ブランドの確立に向けた人・街・モノづくり」を重点課題に位置づけ、産業の活性化、少子化対策、教育の充実などを中心としながら、強みを伸ばし、地域の資源を生かした取組をつなぐことをテーマとして各種事業に取り組んでまいります。

まず、「人づくり」については、結婚・子育て・働く・学ぶことへの希望の実現として、英語教育強化をはじめとする学力向上推進プロジェクト、子育て支援事業としての赤ちゃんほっとルーム事業や病後児保育事業、地域コミュニティの活性化に向けた地域の課題解決支援事業などの取組を進めます。

「モノづくり」については、地域の特性を生かした産業の成長促進として、企業誘致推進はもとより、後継者育成支援や就職面接会といった若者就職応援プロジェクト、ものづくり作家等への創業支援事業、また、日本一の栗の産地づくり推進事業などの取組も進めます。

「街づくり」については、市民及び経済活動を活性化する基盤整備等活用の促進として、筑波海軍航空隊記念館の整備、地域交流センターの整備と公民連携による運営、笠間城跡保存整備調査、さらには笠間版C C R Cの推進といった「人・モノづくり」と連動した拠点整備などの取組を進めてまいります。

また、職員の働き方改革を実践していくとともに、不断の行財政改革に引き続き取り組んでまいります。

次に、平成29年度の予算編成方針についてご説明を申し上げます。

まず、歳入についてであります。経済状況の好転による市民税の増や新築家屋の増加による固定資産税の増により、市税全体では増収となる見込みであります。

地方交付税については、平成28年度から合併による特例加算が段階的に減少となっておりますが、地方財政計画における地方交付税総額は若干の減にとどまっていることから、これまでの実績を踏まえ前年同額で見込んでおります。

歳出につきましては、障害者自立支援給付事業など社会保障関係経費や公債費の増加が見込まれております。また、公共施設の更新経費に今後多額の支出が見込まれるところであります。

このようなことから、予算編成の基本的な考え方として、「優先度が高い事業に重点を置いた予算配分」、「新たな財源の確保」、「政策効果の高い事業への転換」による効率的で実効性の高い行政運営を目指すとともに、重要な課題に対しては積極的な取組を進めていくことを方針といたしました。

この結果、平成29年度の一般会計予算は総額309億5千万円で、前年度と比較しますと5億円（1.6%）の増となります。

特別会計予算については、国民健康保険特別会計ほか6会計で、予算総額は205億3,352万円であります。

また、企業会計予算については、市立病院事業会計ほか2会計で、予算総額は45億9,114万6千円であります。

なお、一般、特別会計及び企業会計を合わせた予算総額は560億7,466万6千円で、今年度と比較すると11億262万7千円(2.0%)の増となり、これは一般会計においても、特別会計及び企業会計を合わせた総額においても過去最大規模の予算額となっております。

続きまして、平成29年度の主要な施策の概要について、本定例会に上程いたしました笠間市第2次総合計画に掲げる「7つの政策の柱」に沿って述べさせていただきます。

はじめに、「都市基盤の整備」のための施策についてご説明申し上げます。

本市の恵まれた交通環境と地理的優位性を生かし、様々な交流を促進するとともに、賑わいを創出するための拠点形成、また、快適な市民生活や活発な産業活動を支えるためのインフラ整備、市民の憩いの場である公園の整備、災害に強いまちづくりなど、誰もが暮らしやすく活気に満ちたまちづくりに取り組んでまいります。

畜産試験場跡地の利活用についてですが、約15ヘクタールの北街区の利活用に向け県と連携しながらの積極的な企業等の誘致活動、併せて、国から取得した部分について、市民の憩いの場となる多目的広場としての供用を目指し、基本計画の策定から設計等の作業を進めてまいります。

笠間稲荷神社周辺地域の賑わいの創出についてですが、まず、旧井筒屋本館については、曳き家を含めた耐震補強・改修工事を実施し、観光交流拠点としてリニューアルオープンさせます。本館2階には歴史展示コーナーを整備し、笠間の先人や笠間城などに関する展示などを行うとともに、1階には観光情報コーナーを設置し、様々な笠間の魅力を発信してまいります。また、本館前の広場については地域のイベント等が行えるスペースとして整備し、本館裏側の広場については民間による商業施設・宿泊施設の誘致を引き続き進めますが、具体化するまでの間の暫定的な整備を実施してまいります。

また、笠間稲荷門前通りについては、地域の方々が主体となって作成した「笠間稲荷門前通り街並みづくりガイドライン」に基づく地区計画決定を行うとともに、まちの活性化についての話し合いの場である「笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会(かさまち考)」を中心に、魅力ある街並みや景観づくりなどに取り組んでまいります。

空き家対策についてですが、空き家の適正管理については、これまでの情報提供に基づき231件の実態調査を行い、解体を含め121件が解決をしております。また、利活用の状況ですが、空き家バンク制度を利用しての成約件数は35件で、75名の方々が本市に移住・定住をされております。平成29年度は「笠間市空家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理について推進していくとともに、空き家コーディネーターを配置し、空き家に関する相談等へのきめ細かな対応により利活用を促進させてまいります。

災害に強いまちづくりについてですが、大規模な地震災害への備えとして、建築基準法の旧耐震基準でつくられた市内家屋の耐震化について、平成21年度に策定した耐震改修計

画を改正し、計画的な耐震改修を進めてまいります。

快適な道路環境の整備についてですが、懸案事項でありました宍戸駅に隣接する石岡街道踏切が拡幅され歩道が整備をされました。また、岩間地区では岩間第二小学校に隣接する「主要地方道茨城岩間線」と「市道(岩間)1級10号線」の交差点改良を実施し、歩行者と通行車両等の安全を確保してまいります。

平成29年度の道路整備計画については、まず、広域的な幹線道路の整備としては、「国道355号」笠間バイパスについて茨城県と連携しながら早期開通に向け整備促進をしてまいります。また、県道「平友部停車場線」については、JR常磐線の跨線橋から、こころの医療センター前までを県事業として用地取得と拡幅工事が進められており、交差点となる市道(友)1級14号線についても用地の協力をお願いし、交通の円滑化と歩行者の安全を確保するため早期完成に向けて事業推進を図ってまいります。

生活を支える幹線道路の整備といたしまして、平成29年度に全線供用開始を予定している笠間地区の「笠間小原線」をはじめ、「来栖本戸線」、友部地区の「南友部平町線」、「市道(友)2級5号線(随分付)」などを国の交付金を活用しながら整備推進してまいります。

生活道路については積極的な整備を図りたいと考えておりますので、各行政区からの要望を基に優先度の高い路線から整備をしてまいります。

道路の維持管理についてありますが、安全で快適な通行を確保するため、市民の皆様のご協力をいただきながら道路の美化・清掃活動に取り組むとともに、修繕が必要な箇所には早急な補修を実施しながら適正な維持管理を行ってまいります。また、橋梁等の維持管理については、安全点検を定期的に行いながら適正な維持管理を図るとともに、長寿命化のための取組を進めてまいります。

公園については、市民の憩いの場、交流の場としての適正な維持管理に努め、イベント等の利用促進、市民との協働による公園美化活動「グリーンパートナー制度」などを推進してまいります。また、公園施設長寿命化計画に基づく総合公園と笠間駅北街区公園への複合遊具の整備、鯉淵公園への遊具の設置、畜産試験場跡地の調整池周辺にウォーキングコースを併設した公園整備を図り、複合遊具などを設置してまいります。

上水道については、安全安心な水道水の安定供給を図るため、石綿管の更新と鉛製給水管の解消に取り組んでおります。今年度末で石綿管の更新は約77%、鉛製給水管の解消については約75%が完了する見込みであり、平成29年度以降も早期完了を目指し引続き事業を実施してまいります。また、平成26年度から実施しております水道料金徴収等業務の民間委託につきましては、新たな業務項目を追加し、更なる経費削減と水道事業経営の効率化に取り組んでまいります。

公共下水道については、処理施設の長寿命化修繕計画に基づき、供用開始後23年を経過した「下市毛ポンプ場」の機械・電気設備修繕工事を行い、処理能力の向上を図ってまい

ります。また、「下市毛ポンプ場」より「浄化センターともべ」へ汚水を送る笠間友部第2幹線圧送管の供用を開始させ、災害に強い下水道の構築に努めてまいります。

農業集落排水については、供用開始区域の接続促進を図るとともに、友部北部Ⅱ期地区の管路整備を実施し、早期完成を目指してまいります。

合併浄化槽設置事業については、公共下水道や農業集落排水の実施地区以外の申請者全員に対し、引き続き交付要綱に基づき補助を実施してまいります。

公共交通の強化についてでございますが、デマンドタクシーかさまについては運行から9年が経過し、1月末現在の登録者は8,119人となっております。また、今年度から土曜日運行により、延べ利用者は47,475人となり、昨年度と比べると3,683人増加しております。利用者の8割が高齢者であり、通院や買い物などの交通手段としての質の高いニーズに応えるため、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

次に、「生活環境の整備」のための施策についてご説明申し上げます。

本市の美しく豊かな自然を後世に継承するとともに、市民が安全、安心、そして快適に暮らし続けられる生活環境を構築するための取組を進めてまいります。

防災体制の充実についてですが、地震や台風といった大規模自然災害などに対する備えとして、拠点避難所や福祉避難所への避難体制の整備を図るとともに、自主防災組織の育成などを進め、更なる地域防災力の強化に取り組みます。特に災害時における共助の要となる自主防災組織については、1月末現在で143団体が設立され組織率は約60%弱でありますので、今後も組織形成を促進してまいります。

原子力災害への備えとしての広域避難計画については、県から避難先として示された栃木県内の自治体との間で「原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定」を今年度中に締結するための協議を進めているところであり、この協定の内容を踏まえ広域避難計画を策定してまいります。

消防・救急についてですが、消防の広域化について、県央地区消防広域化推進研究会の構成7市町による協議を進めており、今年度は消防力の適正配置に係る調査を実施し、3月中に調査結果が報告される予定です。平成29年度はこの調査結果を踏まえ、広域化による消防署の適正配置など消防の広域化に向けた更なる検討を進めてまいります。

消防・救急体制については、老朽化した消防署の建て替えや人員、消防車両の適正配置の見直しなどによる消防体制の強化、また、高度化する救急業務への対応として、知識や技術向上を図るための研修の充実、新たな救急資器材等の整備などにより救急体制の充実強化を図ってまいります。

消防団については、地域防災の中核としての体制強化や効率的な運用を図るため、笠間市消防団審議会による「消防団の今後のあり方に関する答申書」に基づき統合再編に向けた地元との協議を進めてまいりましたが、平成29年度は大原地区の3つの分団と安居地区の2つの分団が統合再編する予定であり、今後も機運が高まっている分団から順次統合再

編を進めてまいります。

防犯対策についてですが、平成28年の市内における刑法犯罪件数は556件で前年より137件減少していますが、高齢者を狙った犯罪などが後を絶たない状況であります。犯罪抑止のための防犯カメラの設置については、現在市街地の22箇所に44台を設置しており、平成29年度は新たに10箇所で20台を設置してまいります。防犯灯の整備については、省エネ及び電気料軽減の効果が高いことから一括LED化リース方式への切り替えを進めておりますが、この方式に参加できなかった行政区に対しても交換のための補助などによりLED化を推進してまいります。また、「民間交番あさひ」については、地域の防犯拠点として笠間警察署との連携を密にし、防犯連絡員や防犯ボランティアの協力を得ながら、引き続き地域の安全・安心をサポートしてまいります。

交通安全については、平成28年の市内における交通事故発生件数は245件で、前年より44件減少していますが、高齢者が運転する事故の割合が多くなっている状況であります。65歳以上ドライバーの運転免許の自主的な返納を進めるとともに、運転免許返納者に対しては「デマンドタクシーかさま」の回数券の交付などの支援を引き続き行ってまいります。また、小中学生の自転車の安全運転、高齢者の交通事故防止のための出前講座などを実施してまいります。

笠間市消費生活センターについては、地域交流センターともべに活動拠点を移転させました。最近では迷惑メールやスマートフォン有料サイトなどのインターネットトラブル、ニセ電話詐欺といった犯罪の相談が増加していますので、相談機能を更に充実させてまいります。また、近年増加している乳幼児の異物誤飲など家庭内における突発事故防止のための啓発活動などを実施してまいります。

ごみ処理については、ごみの減量化や再資源化など、本市のごみ処理の基本計画を定める一般廃棄物処理基本計画の改定作業を進めており、これまでの処理実績や市民意識調査等から現状を把握し、処理体制の課題を抽出したところであり、平成29年度には長期的視点に立った計画を進め、一般廃棄物の適正処理を図ってまいります。

次に、「健康増進・福祉の充実」のための施策についてご説明申し上げます。

「健康都市かさま」の理念のもと、誰もが元気に安心して暮らせる地域社会を目指し体制を整備をしてまいります。また、高齢者や障がいを持つ方など様々な支援を必要とする方に対し、医療・介護・福祉が一体的に提供される地域づくりに努めてまいります。

初めに、子ども・子育て支援に関してですが、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、この4月に稲田幼稚園といなだ保育所を一体化した幼保連携型認定こども園「笠間市立いなだこども園」を開設し、きめ細かな幼児教育・保育サービスを提供してまいります。また、待機児童対策について、現在3名の待機児童がおりますが、平成29年度には市内に定員19人の民間保育施設が2施設開園いたしますので解消が図られるものと考えております。放課後児童クラブについては、定員40名の友部第二小学校児童クラブ室を整備してま

います。

乳幼児を保育する方へのサポートとして、新たに「赤ちゃんほっと・ルーム！事業」を展開してまいります。乳幼児がいることで外出を控えてしまう保護者などのため、おむつ替えができるトイレや授乳室がある市内施設を「赤ちゃんほっとルーム」に認定し、気軽に利用してもらうことで子育てに優しいまちを目指します。また、市内のイベントなどにおいてベビーカーごと入って授乳やおむつ交換ができる移動式テントの無料貸出なども行ってまいります。

働きながら育児をする方へのサポートとして、病児保育の充実を図ってまいります。まず、かさまこども園において病後児保育を本年1月からスタートさせました。平成30年オープン予定の地域医療センターかさまには、病児保育のための病児保育室を開設する予定です。

小児の予防接種については、子どものインフルエンザ発症や重症化を予防し蔓延防止を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減することなどを目的として、新たに小児インフルエンザワクチンの予防接種に対する助成を行います。満1歳から中学3年生までを対象とし、1回の接種につき1,000円を助成をいたします。

マル福制度については、基本である県の制度を拡充させた本市の独自制度により乳幼児・児童・生徒等が安心して医療が受けられるための支援を行っております。今後も制度の継続を図りながら子育てのための医療費支援に取り組んでまいります。

次に、保健・医療に関してですが、まず、「地域医療センターかさま」については、地域の医療・保健・福祉のサービス拠点として、平成30年4月にオープンへ向け病院機能と行政機能が一体化した施設の整備を引き続き進めてまいります。また、電子カルテの導入や市民アンケート調査で要望の多くあった外来予約制度の導入、回復期病床への転換などによる医療機器の新設・更新を進めてまいります。

市立病院の医療体制についてですが、平成29年度は筑波大学からの派遣により医師が1名増員され、常勤医師5名、非常勤医師3名により診療体制を充実させます。在宅医療については、訪問診療の枠を増やすとともに、居宅介護支援事業所「ケアプランセンターかさま」を開設し、在宅での介護を必要とする方々がスムーズに訪問看護・訪問リハビリなどのサービスを受けることができるよう体制を整備してまいります。

歯科保健については、今年度作成した「笠間市歯科保健計画」に基づき、介護・福祉施設入居者の歯と口の健康維持を図り疾病の重症化を予防することを目的に、施設職員を対象とした口腔ケア知識や技術習得のための研修会を実施してまいります。

保健事業については、生活習慣病の予防に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導の積極的な受診を促すとともに、人間ドック・脳ドック費用の一部を助成することにより、疾病の早期発見・早期治療へと繋げ、健康の保持増進を図り、更には医療費の適正化を目指してまいります。

次に、福祉についてですが、まず、生活保護については、長期にわたる景気低迷や高齢化の影響により、この10年間で被保護世帯が150世帯ほど増えており、それに伴い扶助費の増加傾向も続いております。支援が必要な方に適切な保護が適用されるよう努めるとともに、就労による自立の促進や医療扶助費の適正化、不正受給等の強化などに重点的に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、平成30年度からの第3期障害者計画・第5期障害福祉計画を策定し、地域で自立した生活を支えるための障害福祉サービス等を充実させてまいります。また「基幹相談支援センター」や「障害者地域自立支援協議会」との連携による相談支援体制の強化や虐待防止、差別解消などにも取り組んでまいります。

高齢者福祉については、平成30年度からの「第7期介護保険事業計画」の策定を進めるとともに、引き続き医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供できる地域包括ケアシステムを充実させてまいります。また、4月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業においては、ボランティアや地域住民など様々な担い手によるきめ細かいサービスの充実を図り、地域の生活支援の仕組みづくりを進めてまいります。さらには、事業の推進役となる生活支援コーディネーターを包括支援センター内に配置し、住民主体の「コミュニティサロン」を開設させます。

認知症施策については、認知症初期集中支援チームや認知症地域相談員を配置し、認知症の早期対応と相談支援体制を充実させてまいります。また、民間企業との連携によるスマートフォンなどの通信技術を活用した実証実験を進め、認知症高齢者の見守り体制を強化してまいります。

次に、「産業の振興」のための施策についてご説明申し上げます。

本市の活力ある産業を創出し地域経済を活性化させるため、地域資源を活用した観光施策の充実や商工業、地場産業、農業の振興と担い手育成のための取り組みを進めてまいります。また、既存の工業団地や公有地への積極的な企業誘致を推進してまいります。

まず、企業誘致の状況でございますが、畜産試験場跡地西側街区に株式会社モノタロウの物流施設が完成し、この4月から本格操業を開始します。また、稲田石材団地内の中野組石材工場跡地に住宅用建築資材等の加工・販売を行っている株式会社メトーカケフの関東工場の移転が決定し、5月の操業開始に向け整備を進めているところであります。今後も茨城中央工業団地（笠間地区）や畜産試験場跡地をはじめとした事業用地の積極的なPR活動を行い、更なる企業誘致の推進に努めてまいります。

観光の振興についてですが、笠間観光協会や観光関連団体と連携し、新たなイベントの開発や既存イベント等の充実を図りつつ、観光交流人口の増加へ向けた取り組みを進めてまいります。特に今年は「笠間の菊まつり」が110回目を迎えることから、連絡協議会を中心とした新たな菊まつりイベントへの転換に取り組み、さらなる発展を目指してまいります。訪日外国人観光客の誘致については、これまでも外国語での接客講座やギャラリーロ

ードへの多言語観光案内板の設置などを実施してまいりましたが、住宅の空き部屋を宿泊施設として貸出す民泊についての勉強会を引き続き進めるなど、インバウンド観光戦略を一層推進してまいります。新たな観光施策の展開ですが、北山公園のバーベキュー場及びキャンプ場をこの4月にリニューアルオープンをいたします。また、愛宕山ハイキングコースの玄関口である岩間駅西口から愛宕山ルートへの誘導看板の設置、あたご天狗の森スカイロッジ屋外トイレの改修などを行い、ハイカーや利用者の利便性の向上を図るとともに、これらキャンプ施設やハイキングコース等を利用したプラン開発やPR活動の強化などにも取り組んでまいります

商工業の振興についてですが、市内には陶芸作家をはじめ、彫刻家や画家、工芸作家など様々な創作活動を行うものづくり作家が住んでいます。これまでは笠間焼陶芸作家の担い手育成のための家賃、設備購入、研修、創業等に要する経費への補助を行ってまいりましたが、平成29年度は新たに陶芸作家以外のものづくり作家に対しても創業支援を実施します。創作活動のために要する家賃、建物購入、設備購入、創作施設の修繕などへの経費への補助制度を創設し、全国からのものづくり作家の移住や創業を促進させ、芸術文化の振興を通じた産業の活性化を図ってまいります。

笠間地区建設高等職業訓練校については、これまで地域の建築業界における後継者の育成を担ってまいりましたが、近年後継者不足と職人の高齢化が進んでいる状況にあります。建築業の伝統技術を継承する後継者の育成のため、市内の建築・建設業関係組合の協力を得ながら職業訓練校への支援を充実させてまいります。

雇用の創出については、市内企業とそこで働きたい方とのマッチングのための取組を進めてまいります。平成29年度は若者就職応援プロジェクトとして、学生を対象としたインターンシップの受け入れや、就職面接会などを各種団体と連携しながら実施し、市内企業における持続的な人材確保が図られるような仕組みづくりに取り組んでまいります。また、市内で新たに創業したい意欲を持つ方に対しては、商工会との連携により実践的な知識を学ぶ創業塾を開催するとともに、創業資金補助など様々な相談に応じるワンストップ窓口を設置するなど、やる気のある方を応援してまいります。

中小企業の支援については、円滑な資金調達を図り事業者の負担を軽減させるため、市町村金融である自治金融・振興金融の利子補給及び保証料補給を引き続き実施してまいります。

地場産業の振興についてですが、「笠間焼」については、県内の国指定伝統的工芸品である笠間焼、結城市の結城紬、桜川市の真壁石燈籠の振興・販売促進のため、茨城県と3つの市が連携して「いばらき伝統的工芸品産業イノベーション推進事業」に取り組んでおりますが、平成29年度は活動指針となる産地戦略ビジョンを策定し、新たに設立させる地域商社による販売促進活動を展開してまいります。

「稲田みかげ石」については、石材組合と連携し、利活用促進のための積極的なPR活

動を進めてまいります。また、販路拡大に向けた「いばらきストーンフェスティバル」の開催について支援をしてまいります。

農業の振興についてですが、新規就農者や後継者に対しては、国・県の制度と市単独の補助制度による農業機械・施設等整備への支援などを行ってまいります。また、就農者に対する総合的な農業経営塾を笠間市農業公社で開催するなど、就農してから定着、経営向上までの切れ目ない支援にも取り組んでまいります。

本市の主要農産物である栗については、その生産拡大と品質・商品体制などの確立のため「日本一の栗の産地づくりプロジェクト」を展開してまいります。まず、地方創生応援税制を活用して進める「笠間の栗生産拡大事業」については、笠間市農業公社と連携して遊休農地や管理不全となっている畑を集積し、栗畑として収穫可能な状態に整備することにより生産力を高めます。また、地方創生推進交付金を活用して進める「日本一の栗の産地づくり推進事業」については、様々な需要に応える量、品質、品種・サイズ別出荷を可能とする生産体制の構築や商品の開発などを進めます。

鳥獣被害対策については、近年イノシシによる農作物への被害が増大しており、特に山間部においては緊急の対応が必要となっています。本年は電気柵等の設置に対する補助対象の拡大により被害防止に努めてまいりましたが、平成29年度は新たに市民がわな免許を取得する際の費用補助や免許取得者に対する捕獲用わなの貸出し、捕獲のために要する費用補助などを行い、猟期中のイノシシの捕獲を推奨してまいります。

農地整備については、将来の農業生産の担い手を育成し、地域農業の中心的役割となれるよう必要な区画整理や水路、農道等の整備を一体的に行う経営体育成基盤整備事業について、友部中央地区、大淵地区、押辺・安居地区において地元説明会等を行い、地元の意向を確認しながら茨城県の事業採択に向けて推進をしてまいります。

次に、「教育・文化の振興」のための施策についてご説明申し上げます。

教育行政の推進のため、本市では今年度「笠間市教育振興基本計画」を定めました。「役に立つ人づくり」、「郷土を愛する人づくり」、「心身ともに健康な人づくり」を柱に、教育・文化・スポーツの推進・生涯学習の充実に取り組んでまいります。

まず、学校教育についてですが、この4月に南小学校、南中学校が一体となった「みなみ学園義務教育学校」を開校いたします。本市における小中一貫教育を推進するモデル校として、小・中学校の一貫性のある指導、特色ある教育カリキュラム等により、子どもたちの個性や能力を伸ばす取り組みを行ってまいります。さらに平成32年度から始まる新学習指導要領に向けて、ICT教育を推進するため「みなみ学園義務教育学校」をモデル校に指定し、タブレットを活用したより分かりやすい授業に取り組めます。

英語教育の充実については、社会のグローバル化に対応した人材を育成していくため、市内の小学6年生と中学3年生を対象にした英語検定受験料の補助を行っております。速報値でございますが、1月21日に実施した英語検定において、小学6年生の受験者134名の

うち92名が中学1・2年レベルの5級・4級に合格しており、合格率は68.7%、前年に比べて16.5%上昇という成果が見られました。平成29年度も全校に英語指導助手を配置し、小中学生対象の夏季英語講習会の実施や教員の指導力向上研修などを実施し、英語教育環境の充実強化に努めてまいります。

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など様々な問題行動への対応として、現在スクールソーシャルワーカーを非常勤で3名配置し各小中学校へ派遣しておりますが、3名のうち1名を常勤として教育委員会に配置し、学校と家庭、関係機関等との連携をさらに強化してまいります。

学校施設の整備については、築後30年を経過している友部第二中学校校舎の大規模改修及びトイレ改修工事の実施設計を行います。また、学習環境向上のため、全小学校の普通教室へのエアコン設置を今年の8月末をめどに進めてまいります。

次に、生涯学習の充実、スポーツの振興などの取組についてですが、まず、大規模改修工事を実施している笠間公民館については、9月中旬にリニューアルオープンする予定です。また、リニューアルに合わせ、創立から200年を迎える笠間藩校の「時習館」の企画展を開催します。また、生誕200年となる笠間藩士の小野友五郎に関する講演会なども開催する予定です。

市立図書館については、市民の皆様の高い利用率により人口8万人未満の公立図書館として4年連続で貸出数全国1位となりました。平成29年度においても年末の12月29日、30日を特別開館とするほか、地域密着型イベントなどを実施してまいります。市内小中学校への資料の貸し出し支援、書架の配置や特集の工夫、ツイッターを利用した情報発信などを行い、図書館の更なる利用促進を図ってまいります。

筑波海軍航空隊記念館整備事業については、地方創生関連交付金を活用し、希少な戦争遺構である筑波海軍航空隊旧司令部庁舎の保存と筑波海軍航空隊記念館の整備を進めてまいります。また、展示内容の強化を図るため、ICT技術を活用したコンテンツの開発、映像ガイドやスマートフォンを利用した映像パンフレットの作成などを行ってまいります。

笠間城跡保存整備調査事業については、国史跡の指定を目指し調査を進めておりますが、平成29年度は地中レーダー探索による笠間城本丸跡の調査を行うとともに、これまでの調査内容を笠間歴史フォーラムにおいて報告する予定でおります。

今年度初めて実施した「かさま文化財公開事業」については、公開する文化財の数を増やすなどの取組を進め、より多くの方に来場いただき貴重な文化財に対する意識の醸成を図ってまいります。

「かさま市民運動会」については、市民相互のふれあい、地域や仲間との連携がさらに深まったと毎年好評をいただいております。平成29年においても地域や世代の垣根を越え多くの方が参加できるよう、競技種目等に工夫を凝らし実施してまいります。

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」については、会期が平成31年9月28日か

ら10月8日の11日間に正式決定しました。本市は正式競技である「軟式野球」、「クレー射撃」、「ゴルフ（少年男子・女子）」の3競技とデモンストレーションスポーツとして開催する「合気道」の会場になっており、今後は実行委員会を組織して各種計画・要項等の策定を進めるとともに、庁内推進体制の強化を図ってまいります。また、軟式野球競技の会場となる笠間市民球場については、平成29年度にスコアボードをLEDタイプへ改修し、平成30年度に内野グラウンド整備を行うなど年次計画で整備を進めてまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組については、昨年6月にタイ王国のホストタウンとして登録されましたが、今後もタイ王国ゴルフ選手団の事前キャンプ誘致活動の推進を図りながら、その他の国や地域に対しても市のスポーツ施設等を活用した事前キャンプ誘致活動を行ってまいります。

次に、「地域づくり」のための施策についてご説明申し上げます。

将来にわたり持続するまちづくりのためには、市民と行政が一体となって地域の様々な課題解決に取り組むことが必要です。地域の賑わいを創出するため、地域コミュニティの活性化、移住・定住化の促進、女性の活躍応援などの取り組みを進めてまいります。

また、本年1月に地域の交流活動の拠点としてオープンした「地域交流センターともべ」については、地域や市民活動団体の代表者による運営協議会からのご意見をいただきながら、誰もが気軽に利用できる交流施設として利用者の増大を図ってまいります。また、「地域交流センターいわま」についても指定管理と地域の協議会による運営方式をとりながら、地域の交流活動拠点として、また、愛宕山への観光拠点として12月のオープンを目指してまいります。

堂ノ池周辺整備事業については、「エコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書」に基づき、福田地区内にある「堂ノ池」を世代や地域を越えた交流による地域振興が図られるよう、平成29年度は集会所やバーベキュー施設などを整備し、平成30年3月の完成に向けて事業を進めてまいります。

地域コミュニティの活性化についてですが、これまで地域活性化のため独自の取組を行ってきた自治会や行政区等に対し「地域コミュニティ創出モデル事業」による支援を実施してまいりましたが、平成29年度は人口減少・少子高齢化による複雑化する地域の課題解決の糸口を探するため「地域課題解決支援モデル事業」を創設し、モデル地区を選定して、その地域におけるさまざまな課題解決のための財政的、人的支援を行ってまいります。

地域おこし協力隊については、現在4名の隊員が地域の活性化を目的に、空き家店舗を活用したコミュニティカフェの運営、ノルディックウォーキングによる健康づくり支援、農業振興のための商品開発などの活動を行っております。今年度1名の隊員が任期満了となりますが、平成29年度は新たに2名の隊員を任用し、5名の隊員で地域の活性化に向けた取組を進めてまいります。

笠間版CCRC推進事業については、笠間市CCRC推進協議会において基本計画案の

とりまとめを行い、平成29年度は整備誘導を図るための具体的な事業計画の策定、事業者の募集といった段階に入っております。多世代が交流し、本市の資源を活用した暮らしの提供、また、既存の地域コミュニティにも波及する仕組みの構築など、公民連携で事業推進を図っております。

移住・定住化施策についてですが、主に首都圏からの移住を希望する方を対象に市内の空き家を活用した移住体験事業について、今年度は2家族の移住につながっており、引き続き実施しております。また、首都圏を対象とした交流活動については、これまでも首都圏の学校に通う学生との意見交換会（U活プロジェクト）や、東京圏にお住まいで笠間市にゆかりのある方々との交流会（笠間と東京圏をつなぐ会）などを開催してまいりましたが、これらを合同で開催し、忠臣蔵ゆかりの地めぐりなど、新たな交流が図られるよう工夫を凝らしております。

女性の活躍応援については、女性の復職支援や男女が共に働きやすい職場づくりに取り組んでまいりました。平成29年度は地域や職場における女性リーダーの育成、女性の多様な働き方を支援するための取組なども進めてまいります。

次に、「効率的な自治体運営」のための施策についてご説明申し上げます。

より良い自治体運営のためには、市民と行政との間の信頼関係を築くことが何よりも重要であります。市民や議会への説明責任を果たすとともに、必要な情報について迅速に提供し、様々な意見や要望に対して的確に対応してまいります。

まず、人材育成についてですが、限られた財源と人員の中で市民サービスを向上させるために、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮させることが重要であります。平成29年度は「職員の働き方改革」として、働き方への意識を改め、勤務時間内で集中的、効率的に業務を遂行することで時間外勤務の抑制を図るとともに、職員の健康保持、休暇取得の促進による職務意欲や公務能率等を向上させ、活力ある組織による質の高い市民サービスができるよう事務改善に取り組んでまいります。

広報広聴については、市民と行政が相互に情報共有していくため、広報紙やソーシャルメディアを効果的に活用し、地域の魅力的な情報から政策的な情報までめ細やかに発信をしてまいります。また、市の様々な情報を広く収集し、タイムリーな発信を可能とするため市民記者を選任するなど、新たな広報戦略も進めてまいります。

行政運営における情報化の推進については、電子申請などのICTを活用した市民サービスの向上、業務改善などに取り組んでまいりました。平成29年度はマイナンバーを活用した子育て支援策や行政サービスの効率化など更なる情報化の推進のため、内閣府のマイナンバー制度担当室への職員派遣などにより、ICT推進体制を強化してまいります。

議会改革の一環として議会主導で進められてきたタブレット端末の導入についてですが、平成29年度からタブレット端末の導入を進め、一定期間の試行を経て、これまでの紙での議案書や各種の行政資料などを電子データ化した議会対応を行ってまいります。また、執

行部としても庁内会議等におけるICTの活用を進め、議会と一体となって業務の省力化、効率化を図ってまいります。

行財政改革については、これまで効率的な事務執行や事業費の削減等に努めてまいりました。その結果、地方分権に伴う県からの権限移譲率については法令割合89.8%で県内トップとなっており、大きな成果をあげてきたところであります。しかしながら、人口減少、少子高齢化などの新たな課題により行政運営は一段と厳しさを増していることから、「第3次笠間市行財政改革大綱」に基づき、更なる行財政改革に取り組んでまいります。

公共施設の維持管理についてですが、平成29年度は笠間市公共施設等総合管理計画における公共建築物の長寿命化や施設の規模、配置等の適正化への具体的な取組内容を示した中期資産管理計画を策定してまいります。また、市が所有する土地で利用計画が無く売却の可能性が高い土地については、宅地建物取引士の資格を持つ方を雇用し個別調査を行うとともに、民間の持つノウハウや情報などを活用しながら処分を進めてまいります。

市民センターいわまについては、庁舎建物の老朽化に伴い、本年10月から大規模改修工事を実施します。庁舎1階部分は開庁しながら、2階図書館及び3階公民館部分については休館期間がなるべく短くなるよう調整しながら、平成30年8月の完成を目指してまいります。

自治体間の広域連携についてですが、県央地域9市町村において「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」に基づく広域連携の取り組みをこの4月からスタートさせます。人口減少社会における医療、福祉、地域公共交通などの生活基盤の確保について、今後も広域連携による取り組みを推進してまいります。

以上、平成29年度の市政運営について、所信の一端と主要施策の概要を述べさせていただきました。

結びとなりますが、先般、笠間市出身作詞家高野公男さんとの厚い友情にあった作曲家の船村徹さんがお亡くなりになりました。心からお悔やみを申し上げたいと思います。昭和31年に高野さんがお亡くなりになって以来、祥月命日には欠かさず笠間市内の墓前に花を手向けられております。高野さんへの大変深い思いに感銘を受けたことを思い出します。この笠間の地は、このような偉大な先人たちの郷土に対する熱い思いによって育まれてまいりました。その思いを引き継ぎ、本市の未来に向けての地域づくりのため、議員各位及び市民の皆さんと真摯に議論を重ね、よりよい市政の運営が図れるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力を心からお願いを申し上げます。

さて、今定例会においては、笠間市副市長の選任に同意を求めることについてを初めとする議案42件の審議をお願いするものであります。それぞれの議案につきましては、後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） ここで暫時休憩をいたします。

11時20分より再開いたします。

午前11時07分休憩

午前11時20分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（海老澤 勝君） 日程第5、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定により、議員の中から1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員、5番菅井 信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました菅井 信君を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました菅井 信君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました菅井 信君が議場におられますので、会議規則32条第2項の規定により告知いたします。

議案第2号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第6、議案第2号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条にかかわる議会申し合わせ事項により、副市長久須美 忍君の退席を求めます。

〔副市長 久須美 忍君退場〕

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第2号 笠間市副市長の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市副市長の久須美 忍氏が、平成29年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を再任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） それでは、異議がありますので、この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意されました。

副市長久須美 忍君の入場を求めます。

〔副市長 久須美 忍君入場〕

○議長（海老澤 勝君） ここで、副市長久須美 忍君から発言を求められておりますので許可いたします。

副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） ただいま副市長選任の議案にご同意を賜り、厚くお礼申し上

げます。

笠間市発展のため、引き続き副市長として与えられた職責を果たすべく、誠心誠意努力を重ねてまいりますことをこの場でお誓い申し上げ、所信とさせていただきます。

議員の皆様には、今後とも引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第4号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第5号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第6号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

議案第7号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第7、議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて、ないし議案第7号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第3号から議案第7号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市政治倫理条例第10条第1項の規定により設置する笠間市政治倫理審査会の委員について、専門的知識を有する委員として、篠崎和則氏、財津亮子氏の2名、また、公募による委員として飯野千賀子氏、町田吉弘氏及び飯田利行氏の3名、合わせて5名を選任いたしたく、同条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて、ないし議案第7号 笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについてまでの5件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第8号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第8、議案第8号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、藤枝 浩君の退席を求めます。

〔11番 藤枝 浩君退場〕

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、藤枝 浩氏を笠間市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

藤枝 浩君の入場を求めます。

〔11番 藤枝 浩君入場〕

議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第9、議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給与の支給について所要の改正をするものであります。

内容につきまして、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明申し上げます。お聞きください。

まず、附則に第15項といたしまして、次の1項を加えるものであります。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までにおける、市長、副市長及び教育長の給与月額を第3条の規定にかかわらず、次の各号のとおり減額するものであります。

第1号として、市長については第3条に規定する額から、当該額の100分の20に当たる額を減じた額とするものであり、90万円を72万円とするものです。

第2号として、副市長及び教育長については、第3条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額とするものであり、副市長については72万円を68万4,000円とし、教育長については65万円を61万7,500円とするものです。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第10、議案第10号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員及び社会教育指導員の報酬の額を改めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第10号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員、並びに社会教育指導員の報酬の額を改めるため、所要の改正をするものでございます。

議案書の新旧対照表に従いご説明いたしますので、お聞き願います。

農業委員会の委員の報酬月額につきまして、会長の報酬額を現行の4万6,000円から4万6,000円に市長が別に定める額を加算した額に改め、会長代理につきましては、現行の4万2,500円から4万2,500円に市長が別に定める額を加算した額に、また、委員につきましては現行の4万円から、4万円に市長が別に定める額を加算した額に改正するものでございます。

続いて、農地利用最適化推進委員の報酬月額につきまして、現行の2万5,000円を2万5,000円に市長が別に定める額を加算した額に改正いたします。

最後に、社会教育指導員の報酬月額につきまして、現行の7万円から8万円に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例につきましては、公布の日から施行し、この条例による改正後の笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものとし、別表、社会教育指導員のほうの改正規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第11、議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、働きながら育児や介護がしやすい職場環境の整備をさらに進めるため、平成28年度の人事院勧告等を踏まえ、国家公務員にかかわる規定の改正内容に準じて、本市職員の育児、介護支援にかかわる関係規定を改正するものであります。

今回の改正では、育児または介護にかかわる休暇等の対象となる子の範囲の拡大、二つ目として介護休暇の請求期間の分割取得、三つ目として介護時間の新設などの処置を講ずるものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。6ページをお開きください。

第8条の2におきまして、育児及び介護を行う職員の早出、遅出勤務の対象となる子の範囲を今回の改正内容に合わせ、特別養子縁組の看護期間中の子などに拡大するほか、関係規定との読みかえを規定するものでございます。

続きまして、7ページから8ページをごらんください。

第8条の3につきましては、育児及び介護を行う職員の深夜及び時間外勤務の制限に関して、関係規定との読みかえを規定するほか、文言の整理を行うものでございます。

続いて、9ページの第15条におきましては、介護休暇の請求できる期間を6カ月を超えない範囲で3回まで分割して取得できるように改めるものでございます。

続いて、10ページをごらんください。

第15条の2及び第17条におきまして、連続する3年の期間内に、1日につき2時間を超えない範囲内で認められる介護時間を新たに規定するものでございます。子の介護時間及び介護休暇につきましては、その承認された1時間ごとに、当該1時間当たりの給与額を減額することになります。

なお、3ページに戻りまして、附則としまして、この条例につきましては公布の日から施行するものとし、附則第2項、第3項で経過措置を規定しております。

以上で、笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第12、議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本案の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、働きながら育児や介護がしやすい職場環境の整備をさらに進めるため、平成28年度の人事院勧告等を踏まえ、国家公務員にかかわる規定の改正内容に準じ、本市職員の育児、介護支援にかかわる関係規定を改正するものであります。

今回の改正では、育児休業等の取得対象となる子の範囲の拡大、非常勤職員に対する育児休業等を取得できる職員の範囲の拡大、介護時間が新設されることに伴う部分休業の取得時間の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。6ページをお開きください。

第2条第4項のアにおいては、育児休業が取得できる非常勤職員の範囲として、(ア)に1年以上引き続き在職していること、(イ)に子の1歳6カ月到達日以降も引き続き在職するすることが見込まれること、(ウ)に勤務日数が一定基準以上であること、以上の3点を規定しております。さらに、7ページにかけまして、期間延長や再取得が可能になる非常勤職員の範囲について規定しております。

第2条の2においては、育児休業が取得できる子の範囲について、養子縁組を前提とした養育里親制度により養育している子を認めているものでございます。

続きまして、7ページから9ページにかけてごらんください。

第2条の3においては、非常勤職員が育児休業を取得できる期間を子の1歳到達日までと定め、さらに期間延長が可能となる場合と、その期間について規定しております。

続きまして、10ページから11ページ、第3条においては、再度の育児休業を取得することができる特別の事情を定めており、特別養子縁組に関する規定や非常勤職員の任期更新等による規定などを追加するとともに、文言の修正を行うものです。

続きまして、11ページから12ページごらんください。

第10条においては、再度の育児短時間勤務を取得することができる特別な事情について定めており、第3条第1号及び第2号と同様の事情を規定するものであります。

続きまして、12ページから13ページの第17条においては、非常勤職員が取得できる部分休業の範囲として、第2号アに1年以上引き続き在職していること、イに勤務日数及び時間数が一定基準以上であることの2点を規定しております。

第18条第2項及び3項においては、育児時間や介護時間を承認されている場合に、部分休業が承認される時間数を定めるものであり、第2項は正職員、第3項は非常勤職員について規定しております。

また、第2条の4及び18条の1項については文言の修正であります。

なお、5ページに附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第13、議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市都市公園条例及び笠間市友部社会体育施設の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

2ページの新旧対照表をごらんください。

条例の別表第1及び別表第2は、県央地域首長懇話会を構成する旧市町村による公の施設の広域利用に関する協定に基づく対象施設等を表示してありますが、第3条につきましては、「別表第1」を「別表」に改めるものでございます。

第4条につきましては、笠間市都市公園条例及び笠間市友部社会体育施設の設置及び管

理に関する条例の一部改正により、協定市町村に住所を有する者に対しての適用がなくなったことから削除するものでございます。

また、別表第1（第3条関係）につきましても、協定市町村住民が市民と同一条件で利用できるようになることから、笠間市都市公園条例の一部及び笠間市友部社会体育施設の設置及び管理に関する条例の部分を削除するものでございます。ともに表示を「別表」とするものでございます。

また、第4条の削除に伴い、「別表第2」を削除するものでございます。

1ページをお開きください。

附則としまして、本条例は本年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第14、議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市地域交流センターいわまの整備に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、本年12月開館予定の笠間市地域交流センターいわまの整備に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

第1条は、設置に関する規定であります。地域交流センターに観光拠点としての機能を加えるものでございます。

次に、第2条第1項の表に名称としまして「笠間市地域交流センターいわま」を、位置としまして「笠間市下郷4438番地7」を加えるものでございます。

次に、第3条第2項第1号において、笠間市地域交流センターいわまの休館日を毎月第1、第3火曜日と定めるものでございます。

5ページをごらんください。

第4条の業務でございますが、4号としまして、観光拠点に関する業務を加えるものでございます。

次に、5ページから7ページにかけての別表第1及び別表第2の表であります。現行の表をそれぞれ第1号笠間市地域交流センターともべの使用料と規定し、それぞれに第2号としまして、笠間市地域交流センターいわまの表を加え、別表第1にあつては、多目的ホールや会議室、健康ふれあいルームなど、別表第2にあつては、AVワゴンやコインシャワーなどの使用料を定めるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項では、この条例は規則で定める日から施行するとしております。

また、第2項は、この条例の施行前の準備移行について定めるものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第15、議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この条例は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴いまして、一部を改正するものでございます。

このたびの内容でございますが、地域包括支援センター職員のうち主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでございますが、この主任ケアマネジャーに5年ごとの更新研修を課すものでございます。

これは介護保険制度に関する知識だけではなく、保健、医療、福祉に関する幅広い知識や技術、また地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集、発信、市内の事業所や職種間の調整といった役割が求められており、その知識、技術等の向上の確認と、みずからの実践に足りないものを認識し、さらなる資質向上を図ることが重要であることから更新時研修を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後零時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前に、先ほどの人事案件について、西山議員からの異議ありの取り扱いについてですが、私のミスで議事を進めてしまい、西山議員の異議の申し立てを扱わないでしまったこと、まことの申しわけありませんでした。

今後、十分気をつけて、ないようにいたしたいと思います。おわびいたします。

会議を進めます。

議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第16、議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者が安心して在宅医療が受けられる環境整備の充実を図り、笠間市立病院事業の附帯事業として居宅介護支援事業所を設置するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市立病院事務局長から説明をさせますので、よろしく願いいた

します。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、高齢者が安心して在宅医療が受けられる環境整備の充実に図るため、病院事業の附帯事業といたしまして、居宅介護支援事業所を設置することに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、3枚目をごらんいただきたいと思っております。

第2条の2の附帯事業に、第2項として、病院事業の附帯事業として、居宅介護支援事業所（ケアプランセンターかさま）を笠間市中央1丁目2番24号に設置するを加えるものでございます。

第4条につきましては、第3項として、ケアプランセンターは、介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援及び同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を実施するを加えるものでございます。

第5条では、条文中、「診療または訪問看護等」を、「診療、訪問看護等及び居宅介護支援等」に改めるものでございます。

ページを戻していただきまして附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第17、議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市立病院事業の附帯事業として、居宅介護支援事業所を設置することに伴い、居宅介護支援等の使用料を定めるため所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市立病院事務局長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、笠間市立病院事業の附帯事業といたしまして、居宅介護支援事業所を設置することに伴い、居宅介護支援等の使用料を定めるため所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、3枚目をごらんいただきたいと思っております。

第2条の使用料の額の第2項中、「訪問看護等」の次に「及び居宅介護支援等」を加え、「及び第53条第2項」を「第46条第2項、第53条第2項及び第58条第2項」に、また「及び指定」を「指定」にそれぞれ改めるものであります。

次に、告知第127号の次に、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準を加えるものでございます。

ページを戻していただきまして、附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第18、議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、法と条例との整合を図り、空き家等の利活用を促進することを目的に、空き家等の多岐にわたる課題に取り組む

ため条例の全部改正を行うものであります。

1 ページをごらんください。

第1条の目的につきましては、本市における空き家等対策の推進及び空き家等の利活用の促進を図ることにより、生活環境の保全及び定住化の促進により、地域の活性化に寄与することを目的といたします。

第2条につきましては、定義を定めております。

第3条から第6条につきましては、市の責務から市民の責務を規定しております。

第7条につきましては、空き家等の発生の予防を規定しております。

第8条につきましては、空き家等対策計画の策定等を規定しております。

第9条につきましては、空き家等の適切な管理等の促進を規定しており、条例に基づく指導ができることを記載しております。

第10条につきましては、空き家等及び空き家等の跡地の活用等を規定しております。

第11条につきましては、条例の施行に関し、必要な事項について規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行としております。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正前の、笠間市空き家等の適正管理に関する条例の規定により行われた指導につきましては、この条例の第9条第3号の規定により行われたものといたします。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第19、議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市公共施設等総合管理計画における公共建築物の長寿命化や、総量削減の趣旨に沿った経費に充てる財源を確保し、もって将来の財政運営の円滑化に資するため制定するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例につ

いて、ご説明申し上げます。

本案は、笠間市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿った公共建築物の長寿命化等に係る経費に充てる一般財源を確保し、将来の財政運営の円滑化に資するため、基金を設置するものでございます。

本文につきましては、次のページをごらんください。

第1条には設置の目的、第2条には基金の積立、第3条には基金の管理、第4条には運用益金の処理、第5条には繰りかえ運用、第6条には基金の処分、第7条には委任についての規定をそれぞれ定めております。

なお、附則としまして、本条例は平成29年4月1日から施行することを定めるものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）

○議長（海老澤 勝君） 日程第20、議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第20号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議案第20号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、旧井筒屋本館耐震補強改修工事でございます。工事の概要といたしましては、木造3階建ての旧井筒屋本館を観光交流拠点として利活用を図るため、引き家を含めました耐震補強改修工事を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、2月7日に条件つき一般競争入札を行った結果、落札者として2月14日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額は、1億5,746万4,000円、うち消費税が1,166万4,000円でございます。契約

の相手方は、那珂市菅谷517番地の1、株式会社清水建設、代表取締役清水洋一でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について

○議長（海老澤 勝君） 日程第21、議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）についての提案理由を申し上げます。

本案は、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、市政運営の指針となる笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）を策定するものであります

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について、ご説明申し上げます。

基本構想につきましては、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、平成29年度から平成38年度までの10年間の市政運営の総合的指針となるものであります。

笠間市第2次総合計画将来ビジョンのページをお開きいただきまして、まず初めに目次になります。

第1部は、総論としまして、第1章の計画の策定から第3章の計画策定の背景、それから次のページに移りまして、第2部の将来ビジョン（基本構想）は、序章まちづくりの基本方針から第3章施策の大綱で構成されております。

次に、8ページをお開きください。

第3章、計画策定の背景、第1節、社会情勢においては、人口減少、少子高齢化時代の本格化により、地域社会のさまざまな影響が出てくることや、東日本大震災などの大災害の経験により自然災害への対応も強く求められてきております。

次に、10ページ、お開きください。

第2節におきましては、現状と課題について整理しており、ここでは人口減少、少子高齢化による人口構造の変化が地域産業全体へ影響を与えていること、また、13ページの財政状況では、税収の減少や扶助費の増加、公共施設の更新費用の増加など厳しい状況であ

ることを整理しております。

16ページから、市民意識の動向をまとめており、17ページに、施策に対する重要度と実感度による散布図を掲載してございます。この中で、施策の充実が最も求められているものは防災体制の強化及び少子化対策となっております。

18ページをお開きください。

18ページからは、市民の将来のまちづくりの意識として、現在、5年後、10年後に取り組むべき項目の把握をしております。

現在、取り組むべき項目としましては、先ほどの重要度、実感度と同じく、少子化対策と消防、防災の項目、5年後には福祉施策への取り組みが、10年後には、地域郷土やコミュニティの活性化が求められております。

このように、社会情勢の変化により市民ニーズも変化していくと思われ、機動性と柔軟性を持った計画が求められているものと考えております。

ただいま説明いたしました社会情勢や笠間市の現状、市民意識の動向等を踏まえ、まちづくりの主な課題として、都市基盤・生活環境、健康・福祉、産業、教育・文化、自治、協働の五つの分野に整理いたしました。

次に、20ページをお開きください。

まず、①、都市基盤・生活環境に関する課題としまして、市街地の機能と魅力の向上、安全安心で快適な都市環境の整備、地域防災力、防犯体制の強化というように、21ページには②として健康・福祉に関する課題、22ページには③として産業に関する課題、23ページには④として教育・文化に関する課題、24ページには⑤として、自治・協働に関する課題として整理しております。

次に、25ページをお開きください。

第2部の将来ビジョン、まちづくりの基本方針でございます。人口減少時代への新たな挑戦として、人口減少抑制と地域経済活性化に向けて、交流人口拡大を目指した三つのまちづくりの基本方針を定めました。

一つは、安全安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり、二つ目は、多様な産業が育ち成長する活力あるまちづくり、三つ目は、人が集いにぎわう多様な魅力あるまちづくりとしております。これら三つの基本方針を市民と行政が共有し、この方針のもとに将来を定め、その実現に向けた施策を展開してくものであります。

次に、26ページをお開き願います。

本市の目指す将来像を文化交流都市笠間、その副題を未来への挑戦と定めました。この将来像は、市民とともに笠間市の未来を開き、心身ともに健やかで希望を持ち続け、豊に暮らすことができる文化交流都市笠間の実現を目指すものでございます。

27ページをごらんください。

土地利用構想でございます。都市を形成する環境を整え、多様なライフスタイルや経済

活動を受けとめられる都市づくりを進めるための土地利用方針としまして、一つは市内の拠点に人や産業、来訪者を集めるための土地利用、二つ目は市街地と各地域をつなぐための土地利用、三つ目は各地域の特性や個性を生かし、魅力を高めるための土地利用を目指します。

次に35ページ、土地利用構想図でございます。

土地利用方針に基づき、本市発展の核となる拠点の配置、適切な機能の集約や充実強化、魅力を高めていくためのゾーニングや、市内外のネットワークの形成に向けた連携を支える連携軸を図示しております。

次に、36ページをお開きください。

将来像を実現するための七つの柱、施策の大綱でございます。

第1章は、都市基盤の分野でございます。本市の恵まれた交通環境と地理的優位性を最大限に生かし、活発な交流による活力あるまち、都市インフラの維持と景観向上などによる住みよいまちを目指すものでございます。また、今後も増加すると予測される空き家等について、新たに施策として位置づけ取り組んでいくものでございます。

第2章は、生活環境の分野でございます。防災、消防や豊かな自然など、市民生活を取り巻く環境を整え、安全安心に暮らすことができるまちを目指すものです。特に、巨大地震や災害の発生への対応としまして、危機管理の観点を加え取り組んでいくものでございます。

第3章は、健康・福祉の分野でございます。子育て世代や高齢者、障害を持つ方を初め、誰もが健やかに暮らせるまち、相互に支え合うまちを目指すものでございます。また、子供を産み育てやすい環境構築に向けた取り組みを強化するものでございます。

第4章は、産業の分野、地域の経済の活性化に向けて、地域産業に対し支援に取り組むとともに、交流人口の拡大を図り、にぎわいあるまちを目指すものです。特に、地域経済への波及効果が期待される優良企業の誘致について、新たに施策として位置づけ強化していくものでございます。

第5章は、教育・文化の分野です。未来を担う子供たちの育成に向けて、英語教育や郷土教育、情報教育など、時代の要請に応える教育に取り組むものでございます。

第6章は、地域づくりにつきまして、本計画において新たに施策の柱として位置づけたものです。人口減少時代にあって、多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域づくりに、さらに取り組むためでございます。

最後に、第7章、自治体運営となります。国や県、周辺自治体、大学、民間企業等と連携協力体制をさらに強めるとともに、効率的な自治体運営を目指すものでございます。この分野では、公共施設等の老朽化問題や将来更新経費の増加が見込まれる中、施設の利活用や更新経費削減等に向けた検討について新たに取り組んでいくものです。

将来ビジョンの作成に当たっては、議会の代表の方や、有識者等で組織した総合計画審

議会での審議を重ねてまいりました。市民アンケートや意識調査などを実施したほか、パブリックコメントを実施し、また、広く市民の意見を取り入れながら策定したものであります。

この基本構想につきましては、去る2月8日の総合計画審議会において、第2次総合計画将来ビジョン及び施策アクションプランの答申を受けており、本日、笠間市基本構想の議決に関する条例に基づき、笠間市総合計画将来ビジョンとして提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（海老澤 勝君） 日程第22、議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第3項の規定により提出するものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について、内容をご説明申し上げます。

県央地域、旧市町村においては、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互に利用することについて協定を締結し、公の施設の広域利用を実施しているところであります。このたび、協定対象施設内容の削除及び施設の所在地の変更に伴い、協定書を見直すものであります。

初めに4ページをごらんください。

水戸市の青柳公園につきましては、市民プール、合宿所が施設の廃止に伴い削除となっております。

同じく、水戸市の常澄健康管理トレーニングセンターにつきましては、施設所在地が変更となっております。

次に、4ページ、5ページに記載の笠間市の施設ですが、先ほど、笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例についてでご説明しましたとおり、笠間市都市公園条例、笠間市友部社会体育施設の設置及び管理に関する条例

の一部改正に伴い、笠間市総合公園、柿橋グラウンド、柿橋テニスコートについて、協定市町村の住民が市民と同一条件で利用できるようになることから、対象施設から削除するものであります。

なお、笠間市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則において、利用制限のある笠間図書館、友部図書館、岩間図書館につきましては、協定対象施設として掲載しているものでございます。

次に、7ページをお開きください。

東海村の東海村総合体育館、東海村テニスコート、東海村立図書館、東海文化センターの4件につきましては、施設の所在地を変更するものでございます。

なお、この協定の締結日は、平成29年3月31日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第23号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第8号）

議案第24号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第25号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第26号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第27号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第28号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第29号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）

議案第31号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第32号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（海老澤 勝君） 日程第23、議案第23号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第8号）ないし議案第32号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）までの10件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第23号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第8号）から、議案第32号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、平成28年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計6会計、企業会計3会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案第23号 平成28年度笠間市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

本補正予算は、年度末に当たり、額の確定に伴うもののほか、国、県の補助金等の確定見込みによる補正が主なものでございまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,319万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億633万9,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表の継続費補正は、堂ノ池整備事業の進捗状況により、総額は変えず、平成28年度と平成29年度の年割額を変更するものでございます。

9ページをごらんください。

第3表の繰越明許費補正ですが、翌年度への繰越事業として、次の10ページまでの全28件、金額で13億9,647万6,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

11ページをお開きください。

第4表の債務負担行為補正ですが、公会計統一モデル導入支援業務委託ほか3件につきまして、平成29年度の業務を準備するに当たり、平成28年度中に契約事務を進める必要があることから債務負担行為の設定をするものでございます。

12ページをごらんください。

第5表の地方債補正ですが、地域交流センター整備事業債ほか8件につきまして、事業費の変更などにより起債限度額の補正をするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、16ページをお開きください。

1款、市税、1項、市民税、2目法人分、7,000万円の増は、法人市民税法人税割で、当初、景気動向等を踏まえ昨年度より減収になると見込んでおりましたが、昨年度と同程度の収入となる見込みとなったことから補正をするものでございます。

18ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金で、笠間小学校及び北川根小学校の児童クラブ整備に対する補助で、補助率が2分の1から3分の2に変更になったことから、子ども・子育て支援整備交付金、4,549万5,000円の増となっております。

19ページをごらんください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金、3節、児童福祉費負担金で、教育保育施設等運営費負担金5,509万8,000円の減でございしますが、2項、県補助金、2目

民生費県補助金、次の20ページになりますが、5節、児童福祉費補助金の教育保育施設等運営費補助金6,649万5,000円の増に組み替えをするものでございます。

4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金で、畜産競争力強化整備事業補助金6億2,151万円の増から、4番目の経営転換協力金事業補助金2,890万円の増は、県の10分の10の補助で同額を歳出に計上しております。

22ページをお開きください。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金7,471万4,000円の減は、一般財源の確保ができる見込みとなったことから、予定しておりました財政調整基金からの繰入金を増額するものでございます。

23ページをごらんください。

9目、福田地区地域振興整備基金繰入金2億3,068万5,000円の減は、平成28年度、平成29年度に継続費を組んでおります堂ノ池整備事業で継続費の年割額を変更することから、本年度分の繰り入れを減額するものが主なもので、歳出も減額となっております。

続きまして、歳出の主なものでございますが、30ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、14目基金費、25節、積立金3億1,159万8,000円の増ですが、本補正予算の財源調整として財政調整基金へ積み立て3億2,371万円が主なものでございます。

35ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、19節、負担金補助及び交付金ですが、民間認定こども園入園負担金3,950万円の増は、法定価格の改定により増額となるもので、他の三つの補助金は実績見込みにより減額するものでございます。

41ページをお開きください。

5款、農林水産業費、1項、農業費、5目畜産業費、19節負担金補助及び交付金6億2,151万円の増は、三つの畜産法人の施設整備が、県畜産競争力強化対策整備事業の対象となったことから、市を通して支出する補助金を計上するもので、歳入でも申し上げましたが、10分の10の県補助となっております。

45ページをお開きください。

7款、土木費、2項、道路橋梁費、4目、幹線道路整備費、15節、工事請負費4,621万円の増は、事業の進捗を図るため、17節、公有財産購入費、19節、負担金補助及び交付金、22節、補償、補填及び賠償金から組み替えをするものでございます。

以上で、平成28年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第24号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,768万6,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ101億4,893万4,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず、歳入につきましては、1款、1項、国民健康保険、2目、退職被保険者等国民健康保険税2,100万円の減は、退職被保険者数の減によるものでございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金1,641万3,000円の増は、歳出の一般被保険者療養給付費の増によるものでございます。

2目、高額医療費共同事業負担金1,013万7,000円の増は、歳出の高額医療費共同事業拠出金の増によるものでございます。

2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金461万6,000円の増は、歳出の一般被保険者療養給付費の増によるものでございます。

4款、1項、1目、療養給付費等交付金2,500万4,000円の減は、退職被保険者数の減によるものでございます。

6款、県支出金、1項、県負担金、1目、高額医療費共同事業負担金1,013万7,000円の増は、歳出の高額医療費共同事業拠出金の増によるものでございます。

2項、県補助金、1目、財政調整交付金461万6,000円の増は、歳出の一般被保険者療養給付費の増によるものでございます。

7款、1項、1目、共同事業交付金1億2,170万の減は、高額医療費共同事業交付金の見込み額の増、保険財政共同安定化事業交付金の見込み額の減によるものでございます。

10ページに移りまして、9款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金766万3,000円の減は、保険基盤安定繰入金、事業費繰入金、出産育児一時金繰入金等の減によるものでございます。

次に歳出についてであります。12ページをごらんください。

保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費5,000万円の増は、給付見込み額の増によるものでございます。

2目、退職被保険者等療養給付費3,000万円の減は、退職被保険者数の減によるものでございます。

4項、1目、出産一時金420万2,000円の減は、出産見込み数の減によるものでございます。

6款、1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費共同事業費医療拠出金4,054万8,000円の増、及び4目、保険財政共同安定化事業拠出金1億5,063万9,000円の減は、それぞれ拠出見込み額の変更によるものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第25号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ989万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,211万9,000円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入につきましては、1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料990万の増は、特別徴収保険料の減及び普通徴収保険料の増によるものでございます。

4款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金61万5,000円の減は、保険基盤安定繰入金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出について説明いたします。8ページをお開きください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の959万円の増は、後期高齢者医療保険の増に伴い、保険料納付金990万の増によるものが主なものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第26号 平成28年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ268万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億7,823万1,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の67万5,000円の減額補正は、高齢者見守りあんしんシステム事業費の確定に伴います国庫補助金の補正でございます。

4目、介護保険災害臨時特例補助金48万6,000円の増額補正は、原発事故避難者の介護サービス利用負担金の軽減と、第1号保険料減免措置による国庫補助金を受けるものでございます。

次に、5款、県支出金、2項、県補助金、2目、地域支援事業交付金及び7款の繰入金、1項、一般会計繰入金、3目、地域支援事業繰入金は、同額の33万8,000円の減額でございますが、これは高齢者見守りあんしんシステム事業費の確定に伴います補正でございます。

次に、8ページでございますが、7款、繰入金、2項、基金繰入金の80万7,000円の減額は、歳出の介護給付及び予防給付費の確定に伴います補正によるものでございます。

9款、諸収入、4項、雑入、3目、雑入でございますが、当初見込んでおりました高齢者見守りあんしんシステムの利用台数の減が見込まれることから、利用者負担金が減になるため26万8,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、9ページの歳出でございます。

歳出の主なものですが、4款、地域支援事業費、3項、包括的支援事業・任意事業費で

は、見守りあんしんシステム利用見込み人員減によります200万円の減額補正でございます。

次に、10ページをお開き願います。

5款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、介護給付費準備基金積立金の20万円の減額補正は、歳入での基金繰入金の減額と事業費に見合う分の額の調整によります補正でございます。

6款、諸支出金、5項、災害臨時特例補助金、1目、災害臨時特例補助金の31万5,000円の増額補正は、原発事故避難者の介護サービス利用に伴います費用を負担軽減支援事業補助金として年度末に精算する補正でございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ87万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,900万円とするものでございます。歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきます。

歳入でございますが、1款、サービス収入、1項、介護予防サービス費収入、1目、介護予防サービス計画費収入の220万円の増は、ケアプラン作成件数の増に伴います収入増分の補正でございます。

2款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金の307万円の減額は、サービス収入の増に伴いまして、当初予定しておりました一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

次に、8ページの歳出でございますが、2款、サービス事業費、1項、介護予防サービス事業費、1目、介護予防サービス計画事業費の192万8,000円の減額は、ケアプラン作成委託の実績に合わせ減額するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 議案第28号及び議案第29号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第28号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出をそれぞれ8,331万4,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ26億6,087万4,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

歳入の6款、繰入金4,535万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により一般会

計からの繰入額を減額するものであります。

8 款、諸収入、1 項、雑入946万9,000円は、平成27年度に予定納税しておりました消費税の税額確定による還付金です。

9 款、市債4,690万円の減額は、事業費の確定に伴うものであります。

次の4ページをごらんください。

歳出の1 款、下水道費、1 項、下水道総務費3,179万9,000円減額の主なものは、施設の電気料、委託料、工事請負費などの減額によるものです。

2 項、下水道建設費3,836万8,000円の減額は、管渠布設工事及び水道管移設補償工事等の減額によるものです。

次の2 款、公債費1,314万7,000円の減額は、長期債の利子確定によるものです。

次の5 ページ、第2 表は、継続費の補正でございます。下水道施設長寿命化計画推進事業の平成28年度の年割額を事業費の確定により1 億5,183万2,000円に変更するものです。

6 ページをお願いいたします。

第3 表は、繰越明許費の設定でございます。年度内に完了が見込めないため繰り越すもので、公共下水道維持管理事業につきましては、処理施設の修繕工事で3,816万5,000円、不明水調査・修繕事業につきましては、破損しております下水道管の修理で1,900万円、公共下水道整備事業につきましては、下水道管敷設工事で8,707万9,000円でございます。

次の7 ページをごらんください。

第4 表、債務負担行為の補正でございます。地方公営企業法適用準備事業の事業費確定により、限度額を3,750万円に変更するものです。

ページを返していただきまして、8 ページをお開きください。

第5 表、地方債の補正であります。公共下水道事業債の限度額を工事費の確定に伴い4 億9,570万円に、公営企業会計適用債の限度額を事業費の確定により2,000万円に、それぞれ変更するものです。

以上で、議案第28号についての説明を終わります。

続きまして、議案第29号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1 条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出をそれぞれ1,775万9,000円減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6 億4,844万1,000円とするものであります。補正予算の主な内容につきましては3 ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算補正でご説明申し上げます。

歳入になります。1 款、分担金及び負担金、2 項、負担金384万5,000円の減額は、管渠敷設工事に伴う補償工事の減によるものです。

6 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金1,504万7,000円の減につきましては、事業費の確

定により一般会計からの繰入額を減額するものであります。

8款、諸収入、1項、雑入133万8,000円につきましては、平成27年度に予定納税しておりました消費税の税額確定による還付金です。

次の4ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

1款、農業集落排水事業費、1項、農業集落排水施設管理費701万円減額の主なものは、施設電気料の決算見込みによるものです。

2項、農業集落排水施設建設費1,074万9,000円減額の主なものは、事業に伴う委託料及び工事費の確定によるものです。

5ページをごらんください。

繰越明許費であります。1款、農業集落排水事業費、2項、農業集落排水施設建設費1億6,485万6,000円は、年度内完了が見込めない工事を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、議案第29号についての説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第30号 平成28年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入の第1款、病院事業収益及び支出の第1款、病院事業費用にそれぞれ28万1,000円を追加し、収入支出の予定額の総額をそれぞれ7億3,017万7,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正、ページを返していただきまして、第4条については、他会計からの補助金の補正でございます。

9ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、初めに収入であります。1款、1項、3目その他の医業収益105万円の減は、文書料、介護意見書等の作成料の減及び訪問看護ステーション出向研修事業に伴う県及び看護協会支出金の増によるものでございます。

2項、6目の補助金36万円の増は、女性医師就労支援事業補助金の増によるものでございます。

10ページになります。次に支出でございます。

1款、1項、3目の経費375万円の増は、人事交流事業及び訪問看護ステーション出向研修事業に伴う県負担金の増によるものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 議案第31号及び議案第32号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第31号 平成28年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、建設改良事業における事務費を5万7,000円減額し928万5,000円に、建設改良費を5,167万8,000円減額し、2億8,781万3,000円とするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入の1款、水道事業収益を1,239万5,000円減額し、収入の予定総額を18億9,892万2,000円に、支出の1款、水道事業費用を944万3,000円減額し、支出の予定額を18億3,582万円に変更するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の補正になります。

ページを返していただきまして、2ページをお願いします。

収入の1款、資本的収入を333万円増額し、収入総額を9,307万4,000円に、支出の1款、資本的支出を5,373万5,000円減額し、支出の総額を6億2,713万円とするものであります。

第5条は、債務負担行為の補正でございます。水道事業料金徴収等業務委託の限度額を額の確定により4億1,310万円に補正するものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を545万9,000円減額し、1億932万6,000円に改めるものでございます。

第7条は、他会計からの補助金の補正でございます。資本的収入の消火栓設置に要する負担金を388万8,000円に改めるものでございます。

収入及び支出の主な内容につきましては、歳出予算明細書でご説明を申し上げます。9ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。1款、水道事業収益、1項、営業利益、3目その他営業利益、1節、加入金の1,365万円の増は、水道加入者が当初見込みを上回ったことによるものです。

2項、営業外収益2,619万5,000円の減は、高料金対策補助金の確定によるものです。

ページを返していただき、10ページをごらんください。

支出でございます。主なものとして、1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費、17節、委託料170万円の減は、設計委託費の確定によるもの、25節、動力費1,500万円の減は浄水施設電気料の決算見込みによるもの、27節、工事請負費400万円の減は工事費の確定によるものです。32節、受水費2,000万円の増は、取水井戸や浄水施設にふぐあいが発生し、その期間、県水の供給を受けたことによるものです。

続きまして、2目、配水及び給水費、25節、動力費400万円の減は、配水施設電気料金の決算見込みによるものです。

次に、11ページになります。

6目、減価償却費、7目、資産減耗費につきましては、ともに額の確定によるものです。資本的収入及び支出につきましては、ページを返していただきまして12ページをごらんください。

収入について主なものは、1款、資本的収入、4項、工事負担金、1目、補償工事負担金376万2,000円の増額は、道路改良工事に伴う水道管移設に係る補償費でございます。

支出につきまして、13ページをごらんください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、2目の施設改良費5,167万8,000円の減額は、建設改良工事などの入札差金等及び吉岡浄水場のポンプ増設の延期が主なものです。

3目、資産購入費200万円の減額は、揚水機購入の入札差金によるものであります。

以上で、議案第31号についての説明を終わります。

続きまして、議案第32号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。支出の1款、工業用水道事業費用を166万3,000円減額し、支出の予定額を2,792万2,000円に変更するものであります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を57万8,000円減額し、877万8,000円に改めるものでございます。

主な内容につきましては、5ページの補正予算明細書でご説明を申し上げます。

1款、工業用水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄配水費、25節、動力費100万円の減額は、施設電気料の決算見込みによるものです。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長より、説明の訂正を求められておりますので、許可いたします。

総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案の説明の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど説明をいたしました議案第23号の平成28年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、22ページになりますけれども、22ページの一番下になります、18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金7,471万4,000円の減のところを、7,471万4,000円の増と説明をいたしましたので、7,471万4,000円の減と訂正をいたします。

○議長（海老澤 勝君） ここで暫時休憩をいたします。2時20分より開会いたします。

午後2時06分休憩

午後2時20分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き会議を開きます。

13番西山 猛君が退席いたしました。

休憩前の提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号ないし議案第32号までの10件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

-
- 議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算
 - 議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算
 - 議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
 - 議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算
 - 議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算
 - 議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（海老澤 勝君） 日程第24、議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算ないし議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算から議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計7会計及び企業会計3会計の平成29年度の当初予算であります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ309億5,000万円と定めるものでございます。第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債について地方自治法の規定により定めるものでございます。第5条は、一時借入金の最高額が8億円と定める

ものでございます。第6条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

第2表、継続費でございます。2款、総務費、1項、総務管理費の市民センターいわま大規模改修事業につきまして、総額を5億5,500万円とし、平成29年度の年割額を2億2,120万円、平成30年度の年割額を3億3,380万円とする継続費を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表、債務負担行為でございます。個人市・県民税賦課事務労働者派遣業務委託につきましては、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額が140万2,000円で債務負担行為を設定するものでございます。

11ページをごらんください。

第4表、地方債でございます。地域交流センター整備事業債から、12ページになりますが、臨時財政対策債までの16件、合計で34億4,680万円を限度額としております。

13ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入でございますが、1款、市税は前年度と比べ3億3,828万7,000円増の90億3,977万9,000円としております。10款、地方交付税は特例措置である合併算定がえの額が平成28年度から段階的に減額となっており、また、国において地方交付税の総額が前年度より減額になるとされているところでございますが、算定方法の見直しや平成28年度の交付状況を勘案しまして、前年度と同額の58億円としております。

14款、国庫支出金は、障害福祉や児童福祉、生活保護等、民生費関連の国の負担金が大きく占めておりますけれども、臨時福祉給付金により民生費国庫補助金が増額となるなどにより、前年度と比べ2億6,539万円増の44億5,965万9,000円としております。

14ページをお開きください。

18款、繰入金のうち基金繰入金は、それぞれの特定目的基金の設置目的に沿った事業への充当財源として繰り入れをしておりますが、特に企業立地促進基金より5億480万円の繰り入れを予定しております。また、財源不足等につきましては、財政調整基金から昨年度より1億3,000万円減の8億2,000万円を繰り入れ、繰入金全体では5億5,332万2,000円増の23億3,947万6,000円としております。

21款、市債では、臨時財政対策債を初め、地域医療センターの建設等16件の起債を予定しておりますが、認定こども園の整備が終了したことなどにより、市債全体では6億2,740万円減の34億4,680万円としております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

歳出におきましては、平成29年度の新規事業あるいは拡充をした事業を中心に、主なものについてご説明させていただきます。

44ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、議会費で、議会運営効率化のためのタブレット端末の導入経費といたしまして、45ページになりますが、12節、役務費に通信運搬費311万6,000円、13節委託料にタブレット導入委託料37万5,000円、14節、使用料及び賃借料の機器使用料492万5,000円のうち31万円、18節、備品購入費394万4,000円のうち389万4,000円を計上しております。

49ページをお開きください。

執行部側のタブレット端末導入経費といたしまして、2 款、総務費、1 項、総務管理費、2 目、文書広報費、12節、役務費に通信運搬費3,095万9,000円のうち35万3,000円、次の50ページになりますが、13節、委託料にタブレット導入委託料11万6,000円、14節、使用料及び賃借料の機器使用料14万2,000円、18節、備品購入費408万3,000円のうち374万6,000円を計上しております。

58ページをお開きください。

6 目、企画費、19節、負担金補助及び交付金に新規企業立地の促進対策として企業立地促進補助金 5 億円、新規立地企業従業員家賃補助金480万円を計上しております。こちらの財源は全額、企業立地促進基金からの繰り入れとなっております。

64ページをお開きください。

13目、市民活動費ですが、岩間地区の地域交流センターの整備事業として、12節、役務費で検査手数料12万7,000円、13節、委託料で監理業務委託料911万円、次のページの15節工事請負費で地域交流センター整備工事費 3 億1,198万5,000円、案内標識設置工事費1,386万円のうち824万円、18節、備品購入費1,965万5,000円を計上しております。

次に79ページをお開きください。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費、19節、負担金補助及び交付金に一番下になりますが、国の施策であります臨時福祉給付金 2 億1,000万円を計上しております。

105ページをお開きください。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、6 目、保健センター管理費、19節、負担金補助及び交付金で地域医療センターの整備に伴う行政機能分の経費といたしまして、病院事業会計に負担する地域医療センター建設事業負担金 3 億4,722万8,000円を計上しております。

126ページをお開きください。

6 款、商工費、2 項、観光費、3 目、観光施設費、15節、工事請負費で愛宕山スカイロジ屋外トイレの改修工事として、施設整備工事費3,894万8,000円を計上しております。

131ページをお開きください。

7 款、土木費、2 項、道路橋梁費、4 目、幹線道路整備費において、南友部平町線ほか 8 路線の整備費として、次の132ページになりますが、13節、委託料に測量や設計などの委託料1,758万円、15節、工事請負費に道路新設改良工事費 6 億8,794万7,000円、17節、公有財産購入費に3,028万1,000円、22節、補償・補填及び賠償金で物件移転等補償費など5,354

万2,000円を計上しております。

145ページをお開きください。

8款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費、18節、備品購入費は、笠間署の水槽つき消防ポンプ自動車及び消防ポンプ自動車、消防団のポンプ自動車を更新するため1億1,973万2,000円を計上しております。

173ページをお開きください。

9款、教育費、6項、保健体育費、2目、体育施設費、15節、工事請負費に市民球場のスコアボード改修工事として、体育施設整備工事費2億1,104万1,000円を計上しております。

176ページをお開きください。

12款、諸支出金、1項、公営企業債、1目、病院事業支出金、24節、投資及び出資金で地域医療センターの整備等に係る一般会計から、病院事業会計への建設改良費出資金2億535万6,000円を計上しております。

以上で、平成29年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書195ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,300万を定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定であります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。ページを返していただきまして、196ページをごらんください。

最初に、歳入になります。1款、国民健康保険税20億6,692万2,000円は、一般被保険国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の、現年課税分及び滞納繰越分を計上しております。

3款、国庫支出金22億8,036万8,000円は、療養給付費や高額医療費共同事業及び特定健康診査に対する国庫負担金並びに財政調整交付金等を計上しております。

4款、療養給付費等交付金1億8,445万8,000円は、退職被保険者に対する療養給付費の交付金を計上しております。

5款、前期高齢者交付金18億8,732万円は、前期高齢者に対する交付金を計上しております。

6款、県支出金5億6,461万4,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対する県費負担並びに財政調整交付金を計上しております。

7 款、共同事業交付金24億3,245万7,000円は、高額医療共同事業並びに保険財政共同安定化事業に対する交付金を計上しております。

9 款、繰入金 7 億1,659万3,000円は、一般会計からの事務費及び保険基盤安定事業費並びに出産育児金等の繰入金を計上しております。

続いて、歳出になります。ページを返していただきまして198ページをごらんください。

2 款、保険給付費57億4,758万9,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対する療養諸費、高額療養諸費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費を計上しております。

3 款、後期高齢者支援金等は11億4,662万5,000円を計上しております。

5 款、介護納付金は 5 億2,789万5,000円を計上しております。

6 款、共同事業拠出金24億3,246万3,000円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業などへの拠出金を計上しております。

7 款、保険事業費7,632万9,000円は、40歳から75歳未満の被保険者に行う特定健康診査並びに特定保健指導の費用、並びに健康づくり推進事業などの費用を計上しております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

続きまして、227ページをお開き願います。

議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億4,300万と定めるものであります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたしますので、228ページをお開きください。

最初に歳入になります。

1 款、後期高齢者医療保険料 5 億4,474万1,000円は、後期高齢者の現年分及び滞納繰越分の保険料を計上しております。

4 款、繰入金 1 億8,237万円は、事務費及び保険基盤安定並びに後期高齢者健診事業に係る繰入金を計上してあります。

6 款、諸収入1,574万2,000円は、後期高齢者医療広域連合からの健診委託金並びに人間ドック等の助成金を計上してあります。

続きまして229ページをごらんください。歳出になります。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金 7 億1,431万7,000円は、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金並びに後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金等を計上してあります。

4 款、保健事業費1,609万5,000円は、健康診断検査委託料及び人間ドック等の健診補助金などを計上してあります。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書239ページをお開きいただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,200万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を2億円と定めるもので、第3条では、歳出予算の流用についての規定でございます。

245ページの事項別明細書によりご説明をいたします。

まず、歳入の主なものでございます。

1款、保険料13億8,953万2,000円については、65歳以上の第1号被保険者約2万2,800名の保険料で、3款、国庫支出金13億8,132万3,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4款、支払基金交付金16億4,576万円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの介護納付金に係る支払基金からの交付金でございます。

5款、県支出金の8億7,644万8,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7款、繰入金9億5,260万4,000円は、給付費や人件費等に対する一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、246ページの歳出でございます。

1款、総務費1億8,737万4,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2款、保険給付費57億8,414万6,000円は、在宅及び施設での介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費で、4款、地域支援事業費1億9,114万円は、主に4月からの介護予防生活支援サービス事業、いわゆる総合事業に係る事業費で、訪問、通所サービス事業や一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等でございます。

5款、基金積立金8,722万6,000円は、主に介護保険料の平準化を図るために設置した介護給付費準備基金への積立金でございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

続きまして、議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算書277ページをお開きいただきます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,920万円と定めるもので、第2条は歳出予算の流用についての規定でございます。

281ページの事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

歳入についての主なものでございますが、1款サービス収入1,642万7,000円については、介護予防給付のケアプラン作成収入であり、2款、繰入金の276万2,000円は、歳出の総務費及びサービス事業費を収入で補填できない分について一般会計から繰り入れるものでござ

ございます。

次に、予算書282ページの歳出でございますが、1款、総務費1,257万5,000円は主に人件費で、2款サービス事業費659万7,000円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長鯉渕賢治君。

○上下水道部長（鯉渕賢治君） 議案第38号及び議案第39号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書285ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,800万円と定めるものです。第2条は、地方債の目的、限度額等について、第3条は、一時借入金の最高額を8億円とすることについて、第4条は、歳出予算の各項の経費の流用について定めるものであります。

ページを返していただきまして、286ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算で、主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、1款、分担金及び負担金6,419万9,000円は、主に受益者負担金です。

2款、使用料及び手数料5億7,231万3,000円は、主に下水道使用料です。

3款、国庫支出金1億8,755万5,000円は、下水道施設長寿命化工事及び下水道整備事業に対する国庫補助金でございます。

4款、県支出金640万円は、下水道整備に対する県補助金でございます。

6款、繰入金8億8,526万5,000円は、償還金及び下水道工事費に充当するため、一般会計から繰り入れるものです。

287ページになります。9款、市債7億7,220万円は、下水道工事及び事業会計への移行経費に充てるための借り入れです。

次に、ページを返していただき、288ページをお開きいただきます。

歳出でございます。1款、下水道費、1項、下水道総務費7億5,845万2,000円は、人件費や各施設の点検、修繕などの維持管理費及び長寿命化計画の事業費が主なものです。

2項の下水道建設費3億2,056万4,000円は、下水道事業の面整備に要する費用です。

次に、2款、公債費14億398万4,000円は、長期債の元金及び利子でございます。

次の289ページをごらんください。

第2表、地方債でございます。下水道管の敷設及び施設の改修など、下水道事業を目的として3億5,040万円、資本費の平準化を目的として3億7,900万円、企業会計の適用を目的として4,280万円をそれぞれ限度額と定め、起債の方法及び利率、また償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

続きまして、議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

317ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,300万円と定めるものです。

第2条は、地方債の目的、限度額等について、第3条は、一時借入金の最高額を2億円と定めるものです。第4条では、歳出予算各項の経費の流用について定めております。

ページを返していただきまして、318ページをごらんください。

第1表の歳入歳出予算で、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入ですが、1款、分担金及び負担金1,713万7,000円は、友部北部Ⅱ期地区の工事分担金です。

2款、使用料及び手数料7,066万3,000円は、主に農業集落排水使用料です。

3款、国庫支出金1億5,000万円及び4款、県支出金1,727万8,000円は、農業集落排水事業に対する国、県からの補助金でございます。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金2億9,647万3,000円及び2項、基金繰入金2,594万円は、償還金及び工事費に充当するため繰り入れるものです。

次の319ページをお願いします。9款、市債1億7,550万円は、友部北部Ⅱ期地区の整備事業に充てるための借り入れです。

次に、歳出でございます。320ページをお開きください。

1款、農業集落排水事業費、1項、農業集落排水施設管理費1億1,613万3,000円の主なものは、各施設の汚泥処理手数料、管理委託料、修繕工事費等でございます。

2項、農業集落排水施設建設費3億6,977万8,000円の主なものは、友部北部Ⅱ期地区の整備に関する費用でございます。

次に、2款、公債費2億6,608万9,000円は、農業集落排水事業債の償還金でございます。

次の321ページ第2表、地方債につきましては、友部北部Ⅱ期地区の整備費用として17,550万円を限度額に定め、起債の方法及び利率、また償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

343ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,532万円と定めるものでございます。歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

344ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款、財産収入4,080万円につきましては、保留地処分金を計上したものでございます。

2 款、繰入金451万9,000円につきましては、一般会計からの繰入金で、公債費に充てるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。345ページをごらんいただきたいと思います。

1 款、土地区画整理事業費3,102万2,000円は、保留地販売促進紹介料及び一般会計繰入金等でございます。

2 款、公債費1,429万8,000円につきましては、保留地処分金を財源とする地域開発事業債及び合併特例債の元利償還金でございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書353ページになります。

最初に、第2条の業務の予定量でございますが、年間患者数を入院延べ8,760人、外来延べ2万8,175人とし、1日平均患者数では入院を24人、外来を115人とするものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の1款、病院事業収益、支出の1款、病院事業費用の総額をそれぞれ7億7,200万円とするものであります。

収入の1項、医業収益7億734万8,000円は、主に入院収益及び外来収益でございます。

2項の医業外収益6,464万9,000円は、他会計補助金などでございます。

支出の1項、医業費用の7億4,733万2,000円は、医薬品や医療機器の保守点検及び減価償却費などを計上するものでございます。

2項の医業外費用の2,398万5,000円は、企業債の利息や地域医療センターかさまの駐車場整備費などを計上するものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、地域医療センターかさまの整備が主なものでございまして、収入につきましては、1款、資本的収入を13億4,927万6,000円、内訳でございますが、1項の企業債といたしまして6億6,110万円、2項の出資金として2億916万6,000円、3項、負担金といたしまして3億4,722万8,000円、4項、補助金では1億3,178万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、支出でございますが、1款、資本的支出を13億7,340万2,000円とし、内訳でございますが、建設改良費を13億6,677万7,000円、企業債償還金といたしまして662万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,412万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金を補填するものでございます。

ページを返していただきます。

第5条の企業債につきましては、病院事業債の限度額を6億6,110万円と定めるものであります。

第6条の一時借入金につきましては、限度額を2億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のページになります、第9条では他会計からの補助金をそれぞれ掲載したものでございます。最後に第10条は、棚卸資産の購入限度額を1億7,045万円と定めるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 上下水道部長鯉淵賢治君。

○上下水道部長（鯉淵賢治君） 議案第42号及び議案第43号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書387ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出金の予定額は、収入からでございます。1款、水道事業収益が18億7,472万円でございます。内訳として、1項、営業収益16億1,978万5,000円は、主に水道使用料及び加入金です。2項の営業外収益2億5,493万1,000円は、主に高料金対策補助金などの他会計補助金及び補償工事負担金であります。

次に、支出でございます。1款、水道事業費用は18億3,724万2,000円で、内訳としまして1項、営業費用17億4,727万6,000円の主なものは、水道水の供給費用及び県水の受水費、減価償却費等です。2項、営業外費用7,466万2,000円は、企業債の利息及び消費税でございます。なお、第4項に予備費として1,500万円を計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額4億9,528万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,677万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4億7,850万3,000円で補填するものであります。

次の388ページをごらんください。

まず、収入です。1款、収益的収入は8,409万円でございます。内訳として、1項、企業債4,000万円は、石綿管更新事業に充てるための借り入れです。2項、他会計出資金1,668万1,000円は、広域化対策による一般会計出資金です。3項、他会計負担金453万6,000円は、消火栓設置に係る一般会計負担金です。4項、工事負担金2,287万2,000円は、下水道及び農業集落排水工事に伴う水道管の移設補償工事負担金です。

次に、支出でございます。1款、資本的5億7,937万1,000円で、内訳は1項、建設改良費2億5,720万7,000円は、配水管布設、石綿管の布設替え、移設補償工事及び吉岡浄水場

のポンプ増設工事等であります。2項、企業債償還金3億2,216万4,000円は、企業債の償還金であります。

第5条、企業債につきましては、石綿管布設替え工事の費用として、起債限度額を4,000万円とし、起債の方法及び利率、また償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものです。

次の389ページをごらんください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、それぞれ記載のとおり設定するものであります。

第9条は、一般会計からの負担金、補助金及び出資金の設定を、第10条は棚卸資産の購入限度額を600万円と定めるものです。

以上で、議案第42号についての説明を終わります。

続いて、議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

427ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入から1款、工業用水道事業収益は2,942万9,000円であります。内訳として、1項、営業収益2,897万1,000円は、水道使用料です。

次に支出になります。1款、工業用水道事業費用は2,913万1,000円で、内訳として1項、営業費用2,662万6,000円の主なものは、原水、浄水及び配水費用、減価償却費などがございます。2項、営業外費用150万1,000円は、消費税及び地方消費税です。なお、4項に予備費として100万円を計上しております。

第4条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものです。

ページを返していただき、428ページをごらんください。

第5条議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を898万7,000円に設定するものであります。

以上で、議案第43号についての説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月2日午後2時に開会いたします。

なお、2日午前10時から、補正予算審査の常任委員会がございますので、よろしくお

願いたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 0 3 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署 名 議 員 石 井 栄

署 名 議 員 小松崎 均